平成27年度まちいち集会の概要

石井町の町づくり・未来について、住民の皆様からご意見をいただき町政に反映させるため、町内各地区で対話集会を実施しました。今年度は自治会長の皆様と車座の対話形式で行い、役場からは町長・教育長を含め7名が出席しました。

〇開催状況

開催日	開催地区	開催場所	参加者数
平成27年10月22日(木)	高川原	高川原分館	17名
平成27年10月27日(火)	石井	石井分館	23名
平成27年10月30日(金)	浦庄	浦庄分館	14名
平成27年11月 2日(月)	高原	高原分館	13名
平成27年11月 5日(木)	藍畑	藍畑老人憩の家	15名

〇主な意見・質問・要望と回答

対話内容	回答
自治会の組織率、活動内容等に ついて	本町の自治会の組織率はおよそ60%程度。近年は、地域での人とのつながりが薄くなり、地域に無関心な人が増えているように思います。この度は、自治会に加入していただきたい、そして、増やしていきたいという考えもあり、この度のまちいち集会は、自治会長さんを対象とした集会を開きました。自治会業務が多様化しており、役場からの通知が増えている等、負担が大きいとのご意見がありますが、自治会活動は、地域住民のふれあいの場であり、相互扶助はもちろん、地域問題解決のために重要な組織です。今後も自主防災組織を兼ねた自治会設立に努めて参りますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。
石井町役場職員の対応について	役場職員の窓口対応について、他の市町村の職員にくらべると、いたらない点があるとのご指摘を受け、早速朝礼にて職員一人ひとりが住民の皆様の立場に立った、思いやりのある接遇を心掛けるよう、周知徹底を図ったところであります。今後より一層町民に親しまれ、信頼される窓口応対を行うよう努力してまいりますので、何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

国民健康保険への加入は義務な のか	国民健康保険への加入は、国民健康保険法第5条及び第6条により義務付けられております。 市町村がおこなう国民健康保険のほかにも、「協会けんぽ」や「建設労働組合」、「各種共済組合」など、様々な健康保険 があり、全ての国民は原則として何らかの健康保険に加入することが義務付けられております。
石井町の国保税は毎年金額が上 がり、他市町村より高いのはなぜ か	現在、石井町の国保税は、県下でも非常に高い水準にあります。 国民健康保険事業は、病院等への医療費の支払いをはじめ、事業の全てを被保険者の皆様からお預かりした国保税と 国や県等からの交付金で運営しなければなりません。 そのため、現在皆様からお預かりしている国保税は、平成25年度に値上げさせて頂いた際に、医療技術の進歩に伴う医療費水準の高額化や、被保険者の高齢化に伴う診療件数の増加等を踏まえ、今後の石井町国保としての中長期的展望に立った財政運営の見通しを立てた上で設定しております。
	※税率につきましては、平成25年度の改定以降3年間据え置いておりますが、国の法律改正により、上限額のみ引き上げられております。現在の上限額は85万円で、これは県下全市町村同額です。
国民健康保険税を単に上げるのでなく、医療費増加の対策をするべきではないか	現在、石井町では、保健予防事業に特に力を入れて取り組んでおります。 生活習慣病に起因する疾病を未然に防ぐ、もしくは早期に発見し、適切な医療受診、生活改善等をして頂くことにより症状の改善や重症化を予防することを目的としております。 40歳から74歳の被保険者の皆様を対象とした特定健診、特定保健指導をはじめ、昨年度から新たに対象年齢を30歳以上に引き下げたヤング健診もスタートいたしました。 生活習慣病といわれる疾病の多くが、初期症状において自覚がないまま病状が進むため重症化しやすいということからも、これら健診を受けて頂き、まずご自身の健康状態を知って頂くことが、その後の治療や症状の改善等につながり、結果的に将来的な医療費の伸びを抑制することができます。皆様には健診の受診をぜひお願いしたいと考えております。
マイナンバーの管理体制について	石井町においては、住民の方の個人情報(マイナンバー及び石井町が保有する情報資産の管理)に関するデータベースは、一般的なインターネットに接続されたネットワークではなく、インターネットに接続されていない住民基本台帳システムなどの基幹系ネットワーク上で運用されております。これは年金機構の情報漏えい以降、国が示す安全な環境で情報漏えいを防ぐためのセキュリティ体制となっております。

マイナンバーのセキュリティには管理会社等がいるのか	基本的には、国が示すマイナンバーのセキュリティ対策の抜本的な強化を進めるためにシステムベンダー(製品やサービスを利用者に対して販売するシステム等の事業者)と協議し、町独自でセキュリティに関する技術的な安全性の向上に努めています。
マイナンバーの流失の心配はな いのか	韓国では、国民の7割の個人情報が漏えいしていると言われていますが日本ではそのようなことがないよう様々な安全管理体制や技術対策をとっています。 万が一漏えいし、その番号をなりすまし等で活用するにしても日本の番号制度では、厳格な本人確認の義務付け(オモテ面で身元確認、ウラ面でマイナンバー確認、カード利用時にはパスワードが必要)等でなりすましがやりづらい仕組みや法律での利用範囲の限定(税・社会保障・災害対策)措置を講じておりますので、他国に比べて比較的安全ではないのかと思われます。
マイナンバーの石井町の準備状況について	個人番号の通知と個人番号カードの交付に関しては、今も現在進行中で国からの事務処理要領に基づいて実施しています。また、国が示すガイドラインに沿って平成28年1月1日までには、自治体が講ずべき次の安全管理措置を実施する予定です。 ① 安全管理措置のために基本方針を策定し、取扱規程を作成する。 ② 組織的安全管理措置のため、責任者等組織体制を整備し、取扱規程に基づく運用を行うことで、組織的に安全管理を実現する。 ③ 人的安全管理として安全管理措置に係る研修を全職員対象に行い、マイナンバーを扱う職員及び扱うことができない職員ともに特定個人情報の取扱に関する知識を充実させる。 ④ 物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実現するために、サーバーや端末の管理ができるシステムの導入を検討している。
災害備蓄品について	本町の災害時用備蓄食料のうち賞味期限が迫っているものは、被災地への提供、町主催の防災訓練や各自主防災組織の防災訓練参加者への配布、福祉機関への提供等を行ってきました。 今後におきましても、上記のほか各種イベントや研修会等に提供・配布するなど、各ご家庭での非常食備蓄の啓発等に繋がる方法で活用したいと考えております。

防災士の取得費用の支援につい て	本町においても、防災士の方々に地域の防災リーダーとして活躍いただいております。 補助制度を創設することができるか今後検討させていただきます。
	かつて、消防団は複数の詰所の整理統合を進めた時期がありました。しかし、阪神淡路大震災の発生以降、大規模災害対策に必要な消防団員数の確保と機能強化が全国的な課題となっています。このことから、国の方針として、たとえ市町村合併があっても元の消防団員定数を確保すべきであることが示され、平成25年には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、市町村における消防団の充実強化の責務を明記したところです。本町の消防団詰所は老朽化した施設が多く、トイレも無い狭小なものもありましたが、建て替えにあたっては、上記のことから詰所の統廃合は行っておりません。現在は、国・県の補助金を活用し、老朽化した詰所を建て替えることで消防団員を確保しやすい環境を整えるとともに、消防車両と資機材の保管スペースを拡充し、また大規模災害時には地域の一時避難所としても活用できるようにしております。こうした環境整備と消防団のご尽力により、団員定数340名に対し団員実数339名(平成27年11月1日現在)を確保することができています。 住民の安全・安心を守るためには、消防団の特性である要因動員力を維持することが大切です。地域防災の要であります消防団の強化について、ご理解賜りますようお願いします。
今後のごみ焼却場について	ごみ処理の広域化を目指していましたが、平成27年11月30日に開催された徳島東部地域環境施設整備推進協議会で基本計画案の建設候補地が白紙撤回され、徳島市の単独整備の方針を受け、協議会が解散することとなりました。新たな方法を検討せざるを得ない状況となっていますが、当面の間は現在の施設の延命化を図り、ごみ処理を継続していきます。
粗大ごみについて	委託業者に対し、無料で受付できない場合には理由と処理方法について、告知するよう指示しました。
	石井町では、ごみ収集を民間委託にて実施していますが、燃やせるごみ及び燃やせないごみの収集業務とは別に、毎日いずれかの地域で資源ごみ(びん・缶・ペットボトル等を含む。)の収集業務を実施しています。また、毎年、過去の収集実績に照らし合わせて、資源ごみの種類や地域等の収集方法、収集日程を検討し、ごみ収集カレンダーを作成しています。資源ごみの収集日を増やすことは、他のごみや他の地域での収集を実施している現状では難しいため、ご理解・ご協力いただけますようお願いします。

インフルエンザ予防接種の町補 助について	石井町では、高齢者を対象にインフルエンザ予防接種費用を助成しています。 また、今年度から高校受験を迎える中学3年生を対象に、万全の体調で安心して受験できるよう予防接種費用の一部を 助成しています。対象者の方には、個別通知をしております。
	【高齢者のインフルエンザ予防接種】 接種対象者・65歳以上の方・60歳から65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器のいずれかで身体障害者手帳1級に該当する方自己負担額 1,000円(生活保護受給者の方は無料。) 実施期間 平成27年11月2日から平成28年1月15日まで 接種場所 町内指定医療機関(19箇所)
	【中学3年生のインフルエンザ予防接種】 接種対象者 中学3年生(H12.4.2生~H13.4.1生) 助成方法 償還払い 助成額 上限3,200円 対象期間 平成27年10月1日から平成28年1月31日までの接種分 接種場所 医療機関は指定しません。 申請期間 平成28年3月31日申請分まで
学費・医療費の免除(中学校卒業 まで)	学費については、経済的な理由により修学困難な生徒の保護者に対し援助を実施しております。また、医療費(医療保険適用分)につきましては中学校卒業まで助成しております。(通院3歳未満、入院6歳未満は、無料。通院3歳以上、入院6歳以上は、1ヵ月、1医療機関につき600円の自己負担あり。)
子供たちの登下校の安全確保 (歩道の拡張や信号の設置など)	石井町では、平成27年度に通学路の点検についての要綱を定める予定です。これは、町教育委員会、各学校関係者、各 道路管理者、警察による合同点検等の内容となります。学校、PTA等からの信号機設置等については、ともに協力し各関 係機関へ要望していきます。
母親の出産による育児休業中の 入所児童の退所について	石井町では、入所をお待ち頂いている児童(待機児童)が多数おいでます。保育を必要とするお子さんが入所できない状況となっており、お母さんの育児休業期間中はご家庭での保育が可能であると考えられることから、保護者や児童の健康状態等により保育に問題が無い場合、原則として退所をお願いしています。 保護者の就労状況等により保育できない、より多くの子供たちが保育所に通えるよう引き続きご理解ご協力をお願いします。 なお、産前産後休業(産前8週・産後8週)期間中は、引き続き通所することができます。

第2子以降の保育料について	現在、石井町では子育て世帯へ保護者負担額(保育料)を軽減する子育て支援策として、多子世帯の保育料軽減措置を 実施し、経済的負担を軽減する補助事業を実施しています。
	① 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園を利用する場合は、通所する第2子の児童が4・5歳の場合は保育料半額とし、3歳児以下の場合は無料としています。また、同様に第3子以降の児童については児童の年齢に関わらず保育料を無料としています。 ② 本年4月からの新規事業として、同一世帯の18歳未満の児童から第3子目以降の児童の保育料を無料としています。(一部支給要件があります。)
 将来の幼保について説明してほし	 将来の幼稚園、保育所については、各小学校区に幼稚園と保育所が一体となった、幼保連携施設を整備する計画です。
()	各地区の特色を活かしながら、小学校と連携を取り教育と保育の環境を提供できるよう施設整備を検討しています。 事業着手しております高原地区の幼保連携施設については造成工事も完了し、現在施設設計を行っております。平成28 年度には建築工事に着手し、平成29年4月の開所を予定しております。
	石井町の子供たちが健やかに育つよう、地域の子供は地域が育て守られるよう、各幼稚園・保育所の伝統を残しながら、 子供たちを安心してお預かりできる幼保連携施設を早期に整備してまいります。
神社の遊具充実について	前山公園などの都市公園や農村公園等の役場が管理しております公園については、町において整備・補修をしておりますが、神社の遊具等については地元有志により設置されていると思われます。撤去・修理等については、神社総代と地元にて検討いただければと思います。過去にも神社の遊具についてお問い合わせがありましたが、上記のように回答させていただいております。おそれいりますが、ご了承いただきますようお願いします。
諏訪の第1踏切対策について	諏訪第1踏切については踏切幅が狭い上、イビツな三叉路となっています。先日、現場を確認に行った際、近くの方々のお世話もあり踏切北側の町道拡幅の用地提供の承諾を頂きました。JR四国と施工承認について協議を進め、来年度施工したいと考えております。また、踏切拡幅についてもJR四国へ要望したいと考えております。
中須橋の老朽化が激しく、落橋が心配	県道旧板野川島線を管理する徳島県東部県土整備局吉野川庁舎に現場を確認していただきました。当該橋梁は定期点 検業務を発注しており、点検予定とのことです。点検結果により修繕もあるとのことです。
新中須橋周辺の神宮入江川環境 整備について	県道旧板野川島線を管理する徳島県東部県土整備局吉野川庁舎に現場を確認していただきました。除草伐採については、様子を見ながら必要があれば対応してくれるとの回答でありました。

現在通行止めになっている八坂 橋の今後の予定について	八坂橋については、現在現橋照査の結果を踏まえ、二輪車を除く車両通行止めとし、近隣住民の方々にはご迷惑をおかけしているところです。当初橋の上部だけを架け替える予定でありましたが、河川管理者との協議の結果、橋全体を架け替えることとなりました。その結果、設計荷重が6tから25tへ変更となり、より頑丈な橋梁となります。今後の予定としましては、国の補助金を活用して、調査設計業務を来年の非出水期までに終え、下部工等河床に影響する工事を非出水期中に完了し、その後、上部工等を施工しできる限り早期の完成を目指します。
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	架橋要望の立石谷川ですが、徳島県が河川管理者となっています。以前に協議した際には上流が土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、橋桁から下にかなりの余裕高を取らなければならず、そのため道路の高さが高くなり断念した経緯があります。 吉野川市との市町境であるため費用負担の協議も必要となりますが、前回の河川管理者との協議から年数が経過していますので、再度確認したいと考えます。
散歩コース(市楽45号線南)が行き止まりなので橋を新設してほしい。	当路線は平成7年度に改良工事を施工いたしました。その際、地元の一部より橋梁設置についての理解を得ることができませんでした。 改めて当時の経緯を知る方にお話を聞きましたが、現在も見慣れない人・自動車が進入してくるとのことで、周辺地域として防犯上、橋を架けることはやめてほしいとの意見でありました。
藍畑小学校南の県道側溝につい て	県道旧板野川島線を管理する徳島県東部県土整備局吉野川庁舎に現場を確認していただきました。今回は、あまり堆積 していないため浚渫は行わないが、今後、浚渫が必要な現状となれば対応したいとの回答でありました。
高原64号線沿いの側溝について	平成26年度に施工延長L=25mを施工しました。今年度においても継続して施工する予定です。
町道のネーミングについて	町道の呼称については町道石井123号線などのように町道名を使用しています。ただ、一般にわかりにくいのが現状です。今回、町道のネーミングというよいアイデアをいただきましたので、町内の主要幹線道路の愛称について公募するなど検討したいと考えます。
高畑西地区の内水対策について	現在、当該地区の側溝の流末がなく降雨時には頻繁に道路が冠水する状況ですが、現状ではポンプアップの対応しかできないのが実情です。これについて解決すべく測量調査業務を発注したところであり、今後排水計画に取り組みたいと考えております。

休耕田対策について	石井町では、年一回、農業委員会を中心として、農地パトロールを実施しております。 各地区の農業委員と目視による農地利用状況調査を行い、耕作を放棄している農地の所有者に対して、改善・指導通知 を発送しております。
認知症サポーターについて	認知症に対する正しい理解と普及を図り、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目的に開催してきました認知症サポータ一養成講座ですが、ご要望がありましたように一般住民の方も広く参加できるよう、夜間の講座を開催することとしたところです。日時は平成28年2月16日(火)午後7時から、石井町役場1階会議室で行います。今後も、講座開催の際には、広報いしい等で周知してまいりますので皆様のご参加をお待ちしております。
白鳥地区墓地管理について	古くからある墓地(旧村等の所有名義の墓地)につきましては、基本的には、通常の維持管理に関して、お墓の所有者の方々及び地域の方々にお願いし、町は大規模修繕や災害時・緊急時の対応を行うこととさせていただいております。
民生委員を増員してほしい	石井町民生委員児童委員の担当地区について、400世帯を超す地区があります。また、生活保護世帯やひとり暮らし世帯の増加が見込まれ、これらに対応するため石井町民生委員協議会のなかで、地区割りの変更も検討していますが、旧来からの地縁的つながりがあり成案に至らないのも現状です。民生委員児童委員の定数は県の条例により決められていますので、町としましても石井町民生委員児童委員協議会と共に県に対して平成25年度の一斉改選時から定数増員の要望書を提出しているところであります。今後とも民生委員児童委員の皆さまが活動しやすいよう民生委員の増員に向けて要望を行ってまいります。
鳥獣対策について(イノシシ)	石井町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、国の補助及び町の補助を持って、地域の要望を受け、イノシシの出没が多い山際を中心に鉄柵(金網フェンス)を設置し被害防除を行います。 又、捕獲檻・監視カメラの設置を行い、イノシシの行動を予測した捕獲を実施予定であります。
犬のフンと野焼き禁止について	犬のフン及び野焼き禁止ついては、かなりの苦情があり町も苦慮しています。毎回広報いしいに記事を載せ住民に周知 していきます。

防犯灯設置について	防犯灯の設置について、道路等を照明するもので、夜間における歩行者等の通行中に発生する犯罪及び事故等を未然に防止するためであります。 防犯灯の設置基準は、次のとおりです。
	① 犯罪、事故等が発生するおそれがあり、防犯上必要と認められること。② 新たな設置要望場所との距離が30メートル以上あり、電柱等これに類するものがあって、電気を供給することが可能なこと。③ 近隣の同意が得られ、町が現地確認した箇所。
	要望する箇所がありましたら、町福祉生活課にご相談下さい。 なお、既設防犯灯の不具合に関しては、灯具(蛍光灯形)の破損状態等により球替えで対応できないものについて順次 LED防犯灯に取替をしています。
上浦リサイクル業者の振動・騒音 について	上浦リサイクル業者の振動・騒音については、町は指導等を行う立場にありません。 しかしながら、住民のご意見がありましたので、現場を確認し責任者と協議をしました結果、荷物の出し入れ時に騒音及 び振動が大きいのではないかということで、現場の責任者に対処して頂けるようお願いしました。
石井町の藤について町内にもPR してほしい	例年、藤の咲く時期(藤まつり・4月下旬~5月上旬)に町のホームページ、また商工会のホームページにて藤の開花状況等の情報を発信しております。今後においても、商工会と連携し、ホームページ・広報誌・ケーブルテレビ・ポスター等による藤のPR戦略に努めてまいりたいと思います。
広報いしいを右綴じから左綴じに してほしい	印刷物は、縦書き、横書きによって生ずる流れがあり、それに従って作成しています。日本の新聞は縦書きなので、右側に折り目(綴じ)があって左をめくります。作品集、写真集、絵本などの画像がメインの横書きでは左綴じが多く、教科書、文庫、漫画、情報誌など縦書き、文字情報が多いものは右綴じが多いようです。広報いしいは、本文1ページ「議会だより」が縦文字で始まります。文字の流れを考慮し以上の点を踏まえ、右綴じとさせていただいておりますのでご了承下さい。
ふじっこちゃんイラストについて	イラスト(顔)の部分でのウインクしている表現が不適切であるとのご指摘をいただいておりますが、いかにイラストによっていろんな表情をアピールすることができるか試行錯誤し、検討した結果のパターンでございます。今やイラスト使用申請が町内外からたくさんこられています。ご意見いただいたことに関しては真摯に受け止めますが、多くの方から現在まで愛用していただき、世間にも定着してきております。ご指摘のふじっこちゃんイラストを削除及び変更する予定はありませんが、ご指摘の声が多く聞こえてくるのであれば、今後検討する必要はあると考えております。貴重なご意見ありがとうございます。

ふじっこちゃん商品券の効果につ いて	平成27年4月に販売しました阿波とくしま商品券では申込者が多数で非常に混雑しましたので、ふじっこちゃん商品券については商工会にて、公開抽選により当選者を決定いたしました。今回のふじっこちゃん商品券は国の交付金を活用した事業でございまして、利用期間が平成28年1月31日までとなっております。利用期間終了後、アンケートによる利用状況や感想を集計し、効果についてのご回答を考えておりますので、ご了承ください。
石井町の水道料金について	石井町の水道事業は、昭和44年に全町を給水対象とする上水道創設基本計画を立案して、自己水源を持たず本町内にある徳島市水道事業の第十浄水場より浄水を購入する方式により、昭和48年4月より全町内に給水を開始しており、すでに42年を経過しております。また、第1期拡張事業、第2期拡張事業、そして第3期拡張事業を平成2年度より実施し、7,500立方メートルの石井配水池を築造し、非常時に対応できる貯(配)水量の確保を図るとともに、低水圧地区の解消、および、未普及地区の配水管の整備を行い、平成9年度に竣工しております。現在の水道料金は、徳島市からの浄水の購入費用の増加や、第3期拡張事業に要した企業債の元利償還金(毎年の支払額約2億3,000万円~2億1,000万円が平成33年度まで続き以降徐々に減少して参ります。ただし、新しい企業債の借り入れがない場合です。)、耐用年数を過ぎた老朽管や施設の補修費用や更新費用など必要な経費を見込んで料金を設定させていただいております。総水量が増えれば収益も増えるのですが、石井町は地下水が豊富であるため、地下水への依存度が高く、自家水道や地域における簡易水道が数多く現存しております。また、節水意識の向上や節水型機器の普及などにより思うように給水量が伸びておりません。地下水位の低下や水質の悪化などによる地下水利用から上水道への転換や、上水道を使用して水を大量に消費する大規模店舗や企業の進出がない限り給水量の増加は見込めないのが現状であります。以上のことを勘案して、現在の料金とさせていただいております。ご理解いただけますようお願いいたします。